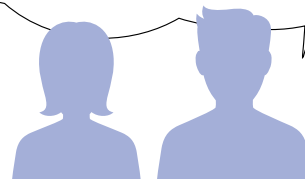


あなたの暮らしのパートナー **ぶぎん税務相談室****第4回 墓地の購入と相続税**

父が先月亡くなりました。生前、墓地を300万円で購入する契約をしていましたが、死亡時には完成していなかったため200万円が未払いの状態でした。相続税の申告をする際に、この200万円は債務にならないと聞きましたが、本当でしょうか？

皆様 こんにちは。  
もう7月ですね。今月はお盆にちなみ、  
相続税の事例をご紹介します。  
どうぞご一読ください。



ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

**杉山 秀夫** (関東信越税理士会大宮支部)

**大井賀津子** (関東信越税理士会川越支部)



相続税は、亡くなられた方（被相続人）の財産の合計額から債務・葬式費用の合計額を控除した額が基礎控除額（3,000万円+300万円×法定相続人数）を超える場合にかかります。

この場合の「財産」とは、現金・預貯金・有価証券・土地・家屋など金銭に見積ることができるすべてのものをいいます。

また、本来は被相続人の財産ではありませんが、相続財産として相続税の対象となるものもあります。主なものは、次のとおりです。

1 生命保険金・死亡退職手当金など

被相続人が保険料を負担していた生命保険契約の死亡生命保険金や、死亡後3年以内に支給が確定した死亡退職金が相続財産とみなされ、一定額（非課税限度額）を超えた部分が相続税の対象となります。

2 死亡前3年以内の贈与財産

相続・遺贈により財産を取得した者が、被相続人の死亡前3年以内に被相続人から贈与により取得した財産（贈与税の基礎控除額以下の贈与財産も含みます。）が相続税の課税対象となります。この場合、その贈与財産の贈与時の価額を相続財産の価額に加算します。

3 相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産

相続時精算課税制度の適用を受けて被相続人

から贈与を受けた財産が相続税の課税対象となります。この場合、その贈与財産の贈与時の価額を相続財産の価額に加算します。

一方、被相続人の財産のうち相続税のかからない財産「非課税財産」もあります。

主なものは次のとおりです。

1 墓地・墓石、仏壇・仏具、神を祭る道具などで日常礼拝しているものが該当します。ただし、商品、骨とう品などとして所有しているものは相続税がかかります。

2 死亡退職金のうち「500万円×法定相続人数」までの金額

3 生命保険金のうち「500万円×法定相続人数」までの金額

さて、ご質問の場合ですが、墓地は生前お父様が購入されたものですのでお父様の財産です。しかし、墓地は非課税財産ですので相続税の課税の対象にはなりません。

また、その墓地の購入代金の未払い分は、お父様の残された債務です。しかし、非課税財産の購入、維持、管理等のために生じた債務は、相続税の計算において控除できない債務とされていますので、未払金の200万円は控除できません。

詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店の窓口又はぶぎん地域経済研究所までお問い合わせください。